

# 豆田町並み通信

第87号

発行者  
豆田町  
伝建保存会  
元年12月

## 第四十回天領まつり 第十五回千年あかり開催

十一月八日より十日にかけて開催された、千年あかり、天領まつりは三日間好天に恵まれ、十万人の入込客があり、土曜日夜の豆田の通りは足の踏み場も無いほどの賑わいがありました。

千年あかりの主会場となった花月川の河川敷には、日田林工生の全面的支援を受け設置された八千本の竹灯籠とオブジェが川面を照らし、多くの観光客が見入っていました。

平成二十九年の北部九州豪雨からの復興をアピールする「千年あかり」



千年あかり点火式でカウントダウンを行ったヴェルスパ大分の福元選手（右端）

天領まつりでは、九日の土曜日は先哲祭に続いて午後より郡代着任行列が咸宜園往復で行われました。十日の日曜日は豆田の各所で各種イベントが実施され、訪れた観光客は秋の一日を楽しんでいました。



先哲慰霊祭で顕彰の言葉を述べる豆田地区振興協議会の橋本会長



郡代着任行列の出発式で勢揃いした参加団体の代表者と郡代役夫妻



特設ステージで披露された大江戸ジュリさんのマジックショー



路上で行われた岳滅鬼太鼓のパフォーマンス



豆田下町山鉾の前で演奏されたなでしこ会の祇園囃子の演奏

## 作文コンクール 受賞者決定!

豆田地区振興協議会が主催する「咸宜園教育遺産世界遺産登録推進小学生作文コンクール」に咸宜小九十一名、桂林小五十六名、前津江小二名、小野小一名の計百五十名の応募があり、審査の結果最優秀賞一点、優秀賞四点、努力賞九点を選考されました。

受賞者は十一月九日（土）の「先哲祭」のなかで表彰されました。

受賞者は以下の通り

最優秀賞 濱田 蒼空（桂林小）

優秀賞 江藤 真花（桂林小）

江藤 心（桂林小）

森下 龍一（咸宜小）

羽野 希臣（咸宜小）

努力賞 宮田菜々花（桂林小） 上田珠季

（〃）齋藤諒真（〃） 木村麟太郎（〃）

宇野まい（〃） 松本和佳（〃） 堤 海音

（咸宜小） 伊藤祐作（〃） 深町瑞月（〃）



丸山町公民館で行われた「表彰式」で受賞を受けた皆さん

# 山鉾収納庫新築工事完了

本年一月より進められて来た祇園山鉾収納庫と付属の倉庫の新築工事が十月三十一日に完了しました。

これに先立つ十月二十八日には工事が予定通り完了しているかの検査が関係者を集めて行われました。

工事を請け負った中野組より「観音開きの扉は相当の重量があることから取扱いに注意する事。電源ボックスは一つに集約しているので、支払は一本になる事。港町との洪水対策の合意事項で収納庫の下部は網戸になっており、簡単に開閉が出来る事」などの説明がありました。

参加者からは足場が三段階に分かれており、上部での補修作業などが今より楽に出来るのではなど感想を述べていました。



中野組から建築が完了した収納庫の説明を受ける豆田上町、下町の山鉾関係者

# 豆田町へ視察相次ぐ！

十月二十三日（水）には太宰府門前町まちづくり団体二十名が豆田を訪れ豆田地区で行われているまちづくり活動についての視察が行われました。

また、十月二十八日（月）には伝建地区の日向市美々津地区歴史的町並みを守る会の会員二十二名も視察に訪れました。

美々津よりは観光対策、空き家対策や無電柱化の取り組みについての質問が出されました。

両視察受入には、豆伝会役員と市の文化財保護課の職員が応対し、豆田では古い町並みと祇園まつりや雑祭り天領まつりなどのまつりを生かして町おこしを行っている事、約百十件ある商店の約半数が地区外からの出店である事などの説明がありました。



視察に訪れた太宰府まちづくり団体の皆さん



美々津には豆田から過去二回視察に訪れ、会話にも話が弾んだ今回の視察研修会

# 北中生徒が竹灯籠撤去作業に参加！

北部中学校では、全校あげて地域貢献プロジェクトを展開しており、十一月十一日、その一環として「千年あかり」の花月川に設置した竹灯籠の撤去作業に参加しました。中学生のお蔭で一時間足らずで作業が完了しました。



撤去作業の手順を聞く北中生徒の皆さん

# 市からのお知らせ

## 伝統的建造物群保存地区 現状変更行為の許可制度

伝統的建造物群保存地区内で建物や工作物、樹木などの外観を変更するときには、事前に市への許可申請が必要です。許可にあたっては基準を満たす必要がありますので、まずは計画段階で一度文化財保護課までご相談ください

（※日常の維持管理行為や災害時の応急処置等については手続き不要です。）

### 許可が必要な行為

- ・ 新築、増築、改築、移転又は除去
- ・ 修繕、模様替え、色彩の変更により外観を変更するもの
- ・ 土地の形質の変更
- ・ 木竹の伐採
- ・ 土石の採取 等

### 許可を必要としない行為

- ・ 外観の変更を伴わない内部改装
- ・ 非常災害時の緊急措置
- ・ 水道管等地下に設ける工作物
- ・ 木竹等の剪定
- ・ その他軽易な行為 等

【問合せ】市文化財保護課町並み保存係  
Tel 24・7171  
(市役所別館2階)

今年も  
あと一  
ヶ月

